

令和3年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

# 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第17号	宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市集会所に関する条例	1
議案第20号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	5
議案第21号	宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市介護保険条例	23
議案第22号	宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	27

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第23号	宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	61
議案第24号	宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	76
議案第25号	宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	83
議案第26号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	89

宇治市集会所に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 電気料金等 集会所の運営に係る電気料金、水道料金及び汚水処理に要する費用をいう。</u></p> <p>第3条～第12条 略 (補助金の交付の対象としない費用)</p> <p>第13条 別表第2第1号から第5号までに掲げる事業について、次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>2 別表第2第6号に掲げる費用のうち、次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。</u></p> <p><u>(1) 地域コミュニティに有益であると認められない民間集会所の使用に係る費用</u></p> <p><u>(2) 市が有償で民間集会所を使用した場合における当該使用に係る費用</u></p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 解体撤去 既存の集会所の全部を除却することをいう。</u></p> <p><u>(8) 維持管理費 集会所の使用に伴う電気料金、水道料金その他維持及び管理に要する費用をいう。</u></p> <p>第3条～第12条 略 (補助金の交付の対象としない費用)</p> <p>第13条 別表第2第1号から第8号までに掲げる事業について、次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

宇治市集会所に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																						
第14条・第15条 略 別表第1(第3条関係)	第14条・第15条 略 別表第1(第3条関係)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市伊勢田町中ノ田37番地178</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市宇治半白76番地3</td> <td>宇治市新半白集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市宇治下居82番地6</td> <td>宇治市下居集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市安田町大納言1番地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市木幡熊小路19番地144</td> <td>宇治市西木幡集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市槇島町一ノ坪321番地9</td> <td>宇治市一ノ坪集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市広野町丸山52番地11・宇治市広野町寺山45番地15</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59</td> <td>宇治市名木西集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田町ウトロ2番地89</td> <td>宇治市伊勢田西集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田町南遊田13番地13～宇治市木幡北畠45番地8</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	名称	宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市伊勢田町中ノ田37番地178	略	宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所	宇治市宇治下居82番地6	宇治市下居集会所	宇治市安田町大納言1番地	略	宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所	宇治市槇島町一ノ坪321番地9	宇治市一ノ坪集会所	宇治市広野町丸山52番地11・宇治市広野町寺山45番地15	略	宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59	宇治市名木西集会所	宇治市伊勢田町ウトロ2番地89	宇治市伊勢田西集会所	宇治市伊勢田町南遊田13番地13～宇治市木幡北畠45番地8	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市伊勢田町中ノ田37番地178</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市宇治半白76番地3</td> <td>宇治市新半白集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市安田町大納言1番地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市木幡熊小路19番地144</td> <td>宇治市西木幡集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市広野町丸山52番地11・宇治市広野町寺山45番地15</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59</td> <td>宇治市名木西集会所</td> </tr> <tr> <td>宇治市伊勢田町南遊田13番地13～宇治市木幡北畠45番地8</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	名称	宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市伊勢田町中ノ田37番地178	略	宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所	宇治市安田町大納言1番地	略	宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所	宇治市広野町丸山52番地11・宇治市広野町寺山45番地15	略	宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59	宇治市名木西集会所	宇治市伊勢田町南遊田13番地13～宇治市木幡北畠45番地8	略
所在地	名称																																						
宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市伊勢田町中ノ田37番地178	略																																						
宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所																																						
宇治市宇治下居82番地6	宇治市下居集会所																																						
宇治市安田町大納言1番地	略																																						
宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所																																						
宇治市槇島町一ノ坪321番地9	宇治市一ノ坪集会所																																						
宇治市広野町丸山52番地11・宇治市広野町寺山45番地15	略																																						
宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59	宇治市名木西集会所																																						
宇治市伊勢田町ウトロ2番地89	宇治市伊勢田西集会所																																						
宇治市伊勢田町南遊田13番地13～宇治市木幡北畠45番地8	略																																						
所在地	名称																																						
宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市伊勢田町中ノ田37番地178	略																																						
宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所																																						
宇治市安田町大納言1番地	略																																						
宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所																																						
宇治市広野町丸山52番地11・宇治市広野町寺山45番地15	略																																						
宇治市伊勢田町名木2丁目1番地59	宇治市名木西集会所																																						
宇治市伊勢田町南遊田13番地13～宇治市木幡北畠45番地8	略																																						
別表第2(第12条、第13条関係)	別表第2(第12条、第13条関係)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の交付の対象となる事業及び費用</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新築</td> <td>2分の1</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 建て替え又は改修(次号及び第4号に掲</td> <td>2分の1</td> <td>5,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	補助金の交付の対象となる事業及び費用	補助率	補助限度額	(1) 新築	2分の1	5,000,000円	(2) 建て替え又は改修(次号及び第4号に掲	2分の1	5,000,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の交付の対象となる事業及び費用</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新築</td> <td>2分の1</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 建て替え(第5号に掲げるも 建築に係る</td> <td>2分の1</td> <td>5,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	補助金の交付の対象となる事業及び費用	補助率	補助限度額	(1) 新築	2分の1	5,000,000円	(2) 建て替え(第5号に掲げるも 建築に係る	2分の1	5,000,000円																				
補助金の交付の対象となる事業及び費用	補助率	補助限度額																																					
(1) 新築	2分の1	5,000,000円																																					
(2) 建て替え又は改修(次号及び第4号に掲	2分の1	5,000,000円																																					
補助金の交付の対象となる事業及び費用	補助率	補助限度額																																					
(1) 新築	2分の1	5,000,000円																																					
(2) 建て替え(第5号に掲げるも 建築に係る	2分の1	5,000,000円																																					

宇治市集会所に関する条例新旧対照表

現行			改正案			
げるものを除く。)			のを除く。)	部分		
(3) 公共下水道への接続及び接続に伴う改修	3分の2	1,500,000円		解体撤去に係る部分	2分の1	5,000,000円
(4) 耐震化のための建て替え又は改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第3項第1号に規定する耐震不明建築物(以下「耐震不明建築物」という。)である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る建て替え又は改修に限る。)	3分の2	3,000,000円	(3) 改修(次号及び第6号に掲げるものを除く。)		2分の1	5,000,000円
(5) 耐震診断(耐震不明建築物である集会所に係るものに限る。)	3分の2	1,000,000円	(4) 公共下水道への接続及び接続に伴う改修		3分の2	1,500,000円
(6) 電気料金等	10分の10	1年につき50,000円	(5) 耐震化のための建て替え(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第3項第1号に規定する耐震不明建築物(以下「耐震不明建築物」という。)である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る建て替えに限る。)	建築に係る部分	3分の2	3,000,000円
				解体撤去に係る部分	2分の1	5,000,000円
			(6) 耐震化のための改修(耐震不明建築物である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る改修に限る。)		3分の2	3,000,000円

宇治市集会所に関する条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>備考</p> <p>1 第1号から第4号まで _____ に掲げる事業に係る補助金は、当該事業に要する費用(第13条第1項の規定により補助金の交付の対象としない費用を除く。以下同じ。)の額が100,000円以上のものについて交付する。</p> <p>2 第4号に掲げる事業に _____ 要する費用の額が4,500,000円を超える場合は、当該超える額に係る当該事業を第2号に掲げる事業と _____ みなし、同号の補助率及び補助限度額を適用する。この場合においては、前項の規定は適用しない。</p>	(7) 耐震診断(耐震不明建築物である集会所に係るものに限る。)	3分の2	1,000,000円
	(8) 解体撤去(第2号及び第5号に掲げるものを除く。)	2分の1	5,000,000円
	(9) 維持管理費	10分の10	1年につき15 0,000円
	<p>備考</p> <p>1 第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事業に係る補助金は、当該事業に要する費用(第13条 _____ の規定により補助金の交付の対象としない費用を除く。以下同じ。)の額が100,000円以上のものについて交付する。</p> <p>2 第5号に掲げる事業(建築に係る部分の事業に限る。)に要する費用及び第6号に掲げる事業に要する費用の額が4,500,000円を超える場合は、当該超える額に係る当該事業を第2号に掲げる事業(建築に係る部分の事業に限る。)とみなし、同号の補助率及び補助限度額を適用する。この場合においては、前項の規定は適用しない。</p>		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
手数料の種類	手数料の額		手数料の種類	手数料の額	
(1) 略			(1) 略		
(1)の2 構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	床面積が200平方メートル以内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに <u>117,100円</u> (国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号において「認定プログラム」という。))を使用する場合は、 <u>88,700円</u> を加算した額	(1)の2 構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	床面積が200平方メートル以内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに <u>119,440円</u> (国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号において「認定プログラム」という。))を使用する場合は、 <u>90,470円</u> を加算した額
	床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに <u>140,000円</u> (認定プログラムを使用する場合は、 <u>100,100円</u> )を加算した額		床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに <u>142,800円</u> (認定プログラムを使用する場合は、 <u>102,100円</u> )を加算した額
	床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに		床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに



宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
もの	162,800円(認定プログラムを使用する場合は、111,600円)を加算した額	もの	166,050円(認定プログラムを使用する場合は、113,830円)を加算した額
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに185,700円(認定プログラムを使用する場合は、123,000円)を加算した額	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに189,410円(認定プログラムを使用する場合は、125,460円)を加算した額
床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに221,900円(認定プログラムを使用する場合は、139,600円)を加算した額	床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに226,330円(認定プログラムを使用する場合は、142,390円)を加算した額
床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに294,700円(認定プログラムを使用する場合は、176,000円)を	床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに300,590円(認定プログラムを使用する場合は、179,520円)を

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	床面積が50,000平方メートルを超えるもの	加算した額 前号に規定する額 に、1の建築物ごとに 541,300円(認定プログラムを使用する場合は、297,600円)を加算した額		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	加算した額 前号に規定する額 に、1の建築物ごとに 552,120円(認定プログラムを使用する場合は、303,550円)を加算した額
(2)～(48) 略			(2)～(48) 略		
備考 略			備考 略		
別表第2 略			別表第2 略		
別表第3(第2条関係)			別表第3(第2条関係)		
手数料の種類	手数料の額		手数料の種類	手数料の額	
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 略 イ ア以外の部分の床面積の合計		(3) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 略 イ ア以外の部分の床面積の合計	
	300平方メー	233,000円(低炭素建築物新築等計画		300平方メー	233,000円(低炭素建築物新築等計画

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
除く。)に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。)(第5に限る。)(第5	トル未満のもの	の認定の基準に適合する旨を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が証する書類(以下この号において「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)	除く。)に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。)(第5に限る。)(第5	トル未満のもの	の認定の基準に適合する旨を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が証する書類(以下この号において「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円(適合証が添付されている場合は、17,000円)
	2,000平方メートル以上	略		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)
				2,000平方メートル以上	略

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
号に規定するものを除く。)	5,000平方メートル未満のもの～50,000平方メートル以上のもの		号に規定するものを除く。)	5,000平方メートル未満のもの～50,000平方メートル以上のもの	
(4)・(5) 略			(4)・(5) 略		
備考			備考		
<p>1 略</p> <p>2 特別な調査又は研究の結果に基づき、建築物が当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する性能を有することを確かめることができる場合における第3号の規定の適用については、同号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「376,000円」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p>			<p>1 略</p> <p>2 特別な調査又は研究の結果に基づき、建築物が当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する性能を有することを確かめることができる場合における第3号の規定の適用については、同号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「<u>291,000円</u>」とあるのは「<u>114,000円</u>」と、「<u>376,000円</u>」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p>		
別表第4(第2条関係)			別表第4(第2条関係)		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
手数料の種類	手数料の額	手数料の種類	手数料の額	
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額	
	300平方メートル未満のもの		ア 工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。)の用途に供する部分の床面積の合計	
			300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)	
	5,000平方メートル以上		32,000円(当該建築物が	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
上10,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、130,000円)	1,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、17,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
		50,000平方メートル以上のもの	324,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
			イ ア以外の部分の床面積の合計
		300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
		25,000平方メートル以上	885,000円(当該建築物が)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案														
			<table border="1"> <tr> <td>上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>他の建築物である場合は、205,000円)</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)</td> </tr> </table>	上50,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、205,000円)	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)									
上50,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、205,000円)															
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)															
<p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)に係る完了検査申請手数料又は完了検査通知手数料</p>	<p>建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表に定める額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額</p> <table border="1"> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>108,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>141,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>169,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>199,000円</td> </tr> </table>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円	<p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)に係る完了検査申請手数料又は完了検査通知手数料</p> <p>建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ当該ア及びイの表に定める額を合算した額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額</p> <p>ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>43,000円</td> </tr> </table>	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12,000円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17,000円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円															
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円															
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円															
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円															
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12,000円															
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17,000円															
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円															



宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	トル未満のもの		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
	50,000平方メートル以上のも	257,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			50,000平方メートル以上のも
			イ ア以外の部分の床面積の合計
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル
			66,000円
			81,000円
			101,000円
			140,000円
			51,000円
			67,000円
			108,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案											
			<table border="1"> <tr> <td>未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>141,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>169,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>199,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>257,000円</td> </tr> </table>	未満のもの		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円	50,000平方メートル以上のもの	257,000円
未満のもの													
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円												
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円												
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円												
50,000平方メートル以上のもの	257,000円												
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	<p>建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)	(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	<p>建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額</p> <p>ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>24,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)				
300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)												
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)												
300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)												

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	満のもの	は、28,000円)	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			50,000平方メートル以上のもの

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案															
			イ ア以外の部分の床面積の合計														
			<table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル</td> <td>885,000円(当該建築物が</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)	25,000平方メートル	885,000円(当該建築物が
300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)																
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)																
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)																
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)																
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)																
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)																
25,000平方メートル	885,000円(当該建築物が																

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案					
			<table border="1"> <tr> <td>以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>他の建築物である場合は、205,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)</td> </tr> </table>	以上50,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、205,000円	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)
以上50,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、205,000円						
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)						
(4) 略		(4) 略					
(5) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(当該建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額					
	ア 略	ア 略					
	イ ア以外の部分の床面積の合計	イ ア以外の部分の床面積の合計					
	300平方メートル未満のもの	略	300平方メートル未満のもの	略			
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円(適合証が添付されている場合は、17,000円)			
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)				

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。(第7号に規定するものを除く。)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの～50,000平方メートル以上のもの	略	建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。(第7号に規定するものを除く。)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの～50,000平方メートル以上のもの	略
(6)～(8) 略			(6)～(8) 略		
(9) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 略 イ ア以外の部分の床面積の合計	略	(9) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 略 イ ア以外の部分の床面積の合計	略
	300平方メートル未満のもの	略		300平方メートル未満のもの	略

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案											
	<table border="1"> <tr> <td>300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの</td> <td>376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,00 0円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの～50,000 平方メートル以上のも の</td> <td>略</td> </tr> </table>	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,00 0円)	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの～50,000 平方メートル以上のも の	略		<table border="1"> <tr> <td>300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの</td> <td>291,000円(適合証が添付 されている場合は、17,00 0円)</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの</td> <td>376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,00 0円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの～50,000 平方メートル以上のも の</td> <td>略</td> </tr> </table>	300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	291,000円(適合証が添付 されている場合は、17,00 0円)	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,00 0円)	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの～50,000 平方メートル以上のも の	略
300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,00 0円)												
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの～50,000 平方メートル以上のも の	略												
300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	291,000円(適合証が添付 されている場合は、17,00 0円)												
1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,00 0円)												
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの～50,000 平方メートル以上のも の	略												
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号口に規定する基準に適合することにより適合性判定を受ける場合における第1号の規定の適用については、同号中「231,000円」とあるのは「89,000円」と、「374,000円」とあるのは「148,000円」と、「533,000円」とあるのは「240,000円」と、「657,000円」とあるのは「313,000円」と、「776,000円」とあるのは「3</u></p>		<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準に適合することにより適合性判定を受ける場合における第1号及び第3号の規定の適用については、これらの号中「24,000円」とあるのは「20,000円」と、「32,000円」とあるのは「27,000円」と、「44,000円」とあるのは「39,000円」と、「104,000円」とあるのは「97,000円」と、「153,000円」とあるのは「146,000円」と、「189,000円」とあるのは「181,000円」と、「234,000円」とあるのは「224,000円」と、</u></p>											

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>76,000円」と、「885,000円」とあるのは「442,000円」と、「1,104,000円」とあるのは「572,000円」とする。</u></p> <p>4 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合することにより建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合又は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第5号及び第9号の規定の適用については、これらの号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「<u>376,000円</u>」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 次の各号に掲げる認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類(当該建築物が当該認定</p>	<p><u>「324,000円」とあるのは「312,000円」と、「231,000円」とあるのは「89,000円」と、「290,000円」とあるのは「113,000円」と、「374,000円」とあるのは「148,000円」と、「533,000円」とあるのは「240,000円」と、「657,000円」とあるのは「313,000円」と、「776,000円」とあるのは「376,000円」と、「885,000円」とあるのは「442,000円」と、「1,104,000円」とあるのは「572,000円」とする。</u></p> <p>4 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合することにより建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合又は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第5号及び第9号の規定の適用については、これらの号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「<u>291,000円</u>」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 次の各号に掲げる認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類(当該建築物が当該認定</p>



宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>に係る基準に適合することを確かめることができるものに限る。)が提出されたときは、第4号及び第5号並びに第8号及び第9号に規定する適合証が添付されたものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 次に掲げる書類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し</p> <p>ウ 略</p>	<p>に係る基準に適合することを確かめることができるものに限る。)が提出されたときは、第4号及び第5号並びに第8号及び第9号に規定する適合証が添付されたものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 次に掲げる書類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し</p> <p>ウ 略</p>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,080円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37,430円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,670円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,910円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,380円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,620円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条<u> </u>の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条</p>	<p>第1条～第3条 略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,620円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,820円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,630円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,430円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,030円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,840円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条</p>



宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ア・イ 略</p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>184,030円</u></p> <p>第5条～第10条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認められるときは、第1号被保険者の保険料を減免する<u>ことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を<u>受けようとする者は、納期限前7日まで(特別徴収対象被保険者にあつては、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を</u><u>受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>減免を</u> <u>受けようとする保険料の額及び当該保険料の納期限(特別徴収対象被保険者にあつては、減免を</u> <u>受けようとする保険料額及び当該保険料額が徴収される特別徴収対象年金給付の支払に係る月)</u></p>	<p>ア・イ 略</p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>200,690円</u></p> <p>第5条～第10条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認められるときは、第1号被保険者の保険料を減額し、又は免除する<u>ことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減額又は免除を受けようとする者は、納期限前7日まで(特別徴収対象被保険者にあつては、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。<u>ただし、期限内に申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>減額又は免除を受けようとする保険料の額及び当該保険料の納期限(特別徴収対象被保険者にあつては、減額又は免除を受けようとする保険料額及び当該保険料額が徴収される特別徴収対象年金給付の支払に係る月)</u></p>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) <u>減免を</u> 受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の<u>減免を</u> 受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第12条～第18条 略</p>	<p>(3) <u>減額又は免除を</u>受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の<u>減額又は免除を</u>受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第12条～第18条 略</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>運営に関する基準(第194条―第201条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第3条の2～第29条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>運営に関する基準(第194条―第201条)</u></p> <p>第10章 <u>雑則(第202条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な</u>体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を<u>実施する</u>等の措置を講じなければ<u>ならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第3条の2～第29条 略</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(運営規程)</p> <p>第30条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第30条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第31条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(衛生管理等) 第32条 略 2 略</p>	<p>(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等) 第32条 略 2 略 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(掲示)</p> <p>第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。<u>ただし、やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようにすることをもつて当該掲示に代えることができる。</u></p> <p>第34条～第37条 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第38条 略</p>	<p>(2) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、運営規程等を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項に規定する掲示に代えることができる。</u></p> <p>第34条～第37条 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第38条 略</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2～4 略</p> <p>第39条 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第57条の16第6項及び第84条第2項において「利用者等」という。)が当該介護・医療連携推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第39条 略</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第39条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第40条～第52条 略 (運営規程)</p> <p>第53条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">連携を図ることに</p> <p>より当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、<u>当該他</u></p>	<p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第40条～第52条 略 (運営規程)</p> <p>第53条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)</u>との密接な連携を図ることに</p> <p>より当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、<u>市長が</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>の指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u> <u>に行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第31条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>行わせることができる。</u></u></p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p><u>地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に</u><u>行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第55条 略</p> <p>第56条 略 (準用)</p> <p>第57条 第8条から第21条まで、第26条、第27条、<u>第32条</u> から第37条まで、<u>第39条及び第40条</u>の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第18条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者(第6条第1項第2号から第5号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第26条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の2～第57条の9 略</p>	<p>第55条 略</p> <p>2 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>第56条 略 (準用)</p> <p>第57条 第8条から第21条まで、第26条、第27条、<u>第31条の2</u>から第37条まで<u>及び第39条から第40条まで</u>の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、第18条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者(第6条第1項第2号から第5号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第26条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の2～第57条の9 略</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(運営規程)</p> <p>第57条の10 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第57条の11 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第57条の10 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第57条の11 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第57条の12 略 (非常災害対策)</p> <p>第57条の13 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第57条の14 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第57条の12 略 (非常災害対策)</p> <p>第57条の13 略</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第57条の14 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型通所介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第57条の15 略 (地域との連携等)</p> <p>第57条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>第57条の17・第57条の18 略 (準用)</p> <p>第57条の19 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第33条 から第37条まで、第40条</p>	<p>第57条の15 略 (地域との連携等)</p> <p>第57条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この条において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該運営推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第57条の17・第57条の18 略 (準用)</p> <p>第57条の19 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、<u>第31条の2</u>、第33条から第37条まで、<u>第39条</u></p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____及び第51条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の19の2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第57条の19の3 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第33条_____から第37条まで、第40条_____、第51条、第57条の2、第57条の3(第1項第2号から第5号までを除く。)及び第57条の4第3項並びに前節(第57条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条の10に規定する運営規程をいう。第33条_____において同じ。)」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の4第3項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第57条の7第4号</p>	<p>の2、第40条及び第51条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の19の2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第57条の19の3 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条の2、第40条、第51条、第57条の2、第57条の3(第1項第2号から第5号までを除く。)及び第57条の4第3項並びに前節(第57条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条の10に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の4第3項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第57条の7第4号</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>中「地域密着型通所介護従業者(第57条の3第1項第2号から第5号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の8第7項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の18第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の20～第57条の31 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第57条の32 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次の</u>各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>第57条の33 略</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第57条の34 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医</p>	<p>中「地域密着型通所介護従業者(第57条の3第1項第2号から第5号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の8第7項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第57条の18第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第57条の20～第57条の31 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第57条の32 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、<u>次の</u>各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p>第57条の33 略</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第57条の34 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第57条の35 略 (準用)</p> <p>第57条の36 第9条から第12条まで、第15条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第33条 から第37条まで、第40条 _____、第57条の6、第57条の11から第57条の14まで、第57条の16及び第57条の17の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条 _____中「運営規程の概要」とあるのは「第57条の32に規定する重要事項に関する規程の概要」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たつては」とあるのは「当たつては、利用者の状態に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第58条～第68条 略 (運営規程)</p>	<p>療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。<u>この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第57条の35 略 (準用)</p> <p>第57条の36 第9条から第12条まで、第15条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、<u>第31条の2、第33条から第37条まで、第39条の2、第40条、</u>第57条の6、第57条の11から第57条の14まで、第57条の16及び第57条の17の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第33条第1項中</u>「運営規程の概要」とあるのは「第57条の32に規定する重要事項に関する規程の概要」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たつては」とあるのは「当たつては、利用者の状態に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第58条～第68条 略 (運営規程)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>第70条～第76条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第77条 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、第33条 から第37条まで、第40条 _____、第51条、第57条の4、第57条の5、第57条の9及び第57条の11から第57条の17までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する規程」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第4章第3節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条～第83条 略</p>	<p>第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) 略</p> <p>第70条～第76条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第77条 第8条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条から第21条まで、第27条、<u>第31条の2</u>、第33条から第37条まで、<u>第39条の2</u>、第40条、第51条、第57条の4、第57条の5、第57条の9及び第57条の11から第57条の17までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する規程」と、第51条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第4章第3節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条～第83条 略</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第80条第2項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第90条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第85条～第96条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第97条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第80条第2項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第90条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第85条～第96条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第97条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略 (定員の遵守)</p> <p>第98条 略</p> <p>第99条～第104条 略 (準用)</p> <p>第105条 第8条から第12条まで、第19条から第21条まで、第27条、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第57条の9、</p>	<p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(13) 略 (定員の遵守)</p> <p>第98条 略</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要があると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から宇治市介護保険事業計画の終期まで(次期の宇治市介護保険事業計画を作成するに当たって、新たに指定小規模多機能型居宅介護事業所の代わりとなる事業所を整備することよりも、既存の指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護を提供することがより効率的であると市長が認める場合にあつては、次期の宇治市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護を提供することができる。</p> <p>第99条～第104条 略 (準用)</p> <p>第105条 第8条から第12条まで、第19条から第21条まで、第27条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条から第40条まで、第57条の9、</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第57条の11、第57条の14及び第57条の16の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第97条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第106条 略 (従業者)</p> <p>第107条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)の<u>共同生活住居</u>ごとに、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第108条 略 (入居定員等)</p> <p>第109条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有す</p>	<p>第57条の11、第57条の14及び第57条の16の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第97条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第106条 略 (従業者)</p> <p>第107条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第108条 略 (入居定員等)</p> <p>第109条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有す</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>るものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要があると認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第110条～第112条 (取扱方針)</p> <p>第113条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者</u>による<u>評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>るものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、本体事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて他の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものをいう。以下この章において同じ。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)にあつては、1又は2)とする。</p> <p>2 略</p> <p>第110条～第112条 略 (取扱方針)</p> <p>第113条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次の各号のいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第125条において準用する第57条の16第1項に規定する運営推進</u></p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第114条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第115条～第117条 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第118条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、<u>指定地域密着型サービス</u></p> <hr/> <p>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指定認知症対応型共同生活介</p>	<p><u>会議における評価</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第114条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。<u>この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第115条～第117条 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第118条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、<u>指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指定認知症対応型共同生活介</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>護事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程)</p> <p>第119条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第120条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>護事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程)</p> <p>第119条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第120条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第121条～第124条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第125条 第8条、第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、<u>第33条</u> から第35条まで、第37条、第39条、<u>第40条</u>、第57条の9、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで、第96条、第99条及び第101条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第119条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第126条～第133条 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第134条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回</p>	<p><u>の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第121条～第124条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第125条 第8条、第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、<u>第31条の2、第33条</u>から第35条まで、第37条、<u>第39条から第40条まで</u>、第57条の9、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで、第96条、第99条及び第101条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第119条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第126条～第133条 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第134条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第135条～第140条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第141条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第142条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。<u>この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を利用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第135条～第140条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第141条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第142条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第143条・第144条 略 (準用)</p> <p>第145条 第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、第33条 から第37条まで、第39条、第40条、第57条の9、第57条の13、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで及び第96条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程の概要」とあるのは「第141条に規定する重要事項に関する規程の概要」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第96条中「介護職員」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第146条 略 (従業者)</p>	<p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第143条・第144条 略 (準用)</p> <p>第145条 第11条、第12条、第20条、第21条、第27条、<u>第31条の2、第33条から第37条まで、第39条から第40条まで</u>、第57条の9、第57条の13、第57条の14、第57条の16第1項から第4項まで及び第96条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程の概要」とあるのは「第141条に規定する重要事項に関する規程の概要」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第96条中「介護職員」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第146条 略 (従業者)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第147条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 <u>支援相談員、栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士</u> (病床数100以上の病院に限る。)又は介護支援専門員</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士</u> 又は介護支援専門員</p>	<p>第147条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 <u>支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>(病床数100以上の病院に限る。)又は介護支援専門員</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>4・5 略</p> <p>第148条～第153条 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第154条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成等)</p> <p>第155条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>4 <u>第1項第5号の規定にかかわらず、栄養士又は管理栄養士については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>第148条～第153条 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第154条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。<u>この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成等)</p> <p>第155条 略</p> <p>2～5 略</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この条において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>第156条～第160条 略</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この条において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</p> <p>13 第2項から第8項まで及び前項の規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>第156条～第160条 略</p> <p>(栄養管理)</p> <p>第160条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p>



宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第161条～第164条 略 (運営規程)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第166条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>第160条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>第161条～第164条 略 (運営規程)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第166条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第167条～第173条 略 (準用)</p> <p>第174条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、<u>第33条</u>、<u>第34条第1項及び第2項</u>、第35条、第37条、<u>第40条</u>、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第165条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第167条～第173条 略 (準用)</p> <p>第174条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、<u>第31条の2</u>、<u>第33条</u>、<u>第34条第1項及び第2項</u>、第35条、第37条、<u>第39条の2</u>、<u>第40条</u>、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第165条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第175条～第179条 略 (身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第180条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第181条～第183条 略 (運営規程)</p> <p>第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略 (勤務体制の確保等)</p>	<p>第175条～第179条 略 (身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第180条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。<u>この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第181条～第183条 略 (運営規程)</p> <p>第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(12) 略 (勤務体制の確保等)</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第185条 略 2～4 略</p> <p>第186条 略 (準用)</p> <p>第187条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、<u>第33条</u>、<u>第35条</u>、<u>第37条</u>、<u>第40条</u>、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで、第149条から第151条まで、第155条、第158条、第160条から第164条まで及び第168条から第173条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準</p>	<p>第185条 略 2～4 略</p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第186条 略 (準用)</p> <p>第187条 第8条、第9条、第11条、第12条、第21条、第27条、<u>第31条の2</u>、<u>第33条</u>、<u>第35条</u>、<u>第37条</u>、<u>第39条の2</u>、<u>第40条</u>、第57条の9、第57条の13、第57条の16第1項から第4項まで、第149条から第151条まで、第155条、第158条、第160条から第164条まで及び第168条から第173条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第184条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第164条中「第155条」とあるのは「第187条において準用する第155条」と、第173条第2項第2号中「第151条第2項」とあるのは「第187条において準用する第151条第2項」と、同項第3号中「第154条第2項」とあるのは「第180条第2項」と、同項第4号中「前条第3項」とあるのは「第187条において準用する前条第3項」と、同項第5号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第187条」と読み替えるものとする。</p> <p>第188条～第200条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第8条から第12条まで、第19条から第21条まで、第27条、<u>第33条</u>から第37条まで、第39条、<u>第40条</u>、第57条の9、第57条の11、第57条の14、第57条の16、第84条から第86条まで、第9</p>	<p>用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第184条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援(法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」を「要介護認定」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第164条中「第155条」とあるのは「第187条において準用する第155条」と、第173条第2項第2号中「第151条第2項」とあるのは「第187条において準用する第151条第2項」と、同項第3号中「第154条第2項」とあるのは「第180条第2項」と、同項第4号中「前条第3項」とあるのは「第187条において準用する前条第3項」と、同項第5号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第187条」と読み替えるものとする。</p> <p>第188条～第200条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第201条 第8条から第12条まで、第19条から第21条まで、第27条、<u>第31条の2</u>、<u>第33条</u>から第37条まで、第39条から<u>第40条</u>まで、第57条の9、第57条の11、第57条の14、第57条の16、第84条から第86条まで、第9</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>0条から第92条まで、第94条、第95条、第97条から第101条まで及び第103条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第201条において準用する第97条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第84条中「第80条第2項」とあるのは「第190条第2項」と、第94条第3項中「介護職員」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>0条から第92条まで、第94条、第95条、第97条から第101条まで及び第103条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第201条において準用する第97条に規定する重要事項に関する規程」と、第57条の9第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第57条の16第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第84条中「第80条第2項」とあるのは「第190条第2項」と、第94条第3項中「介護職員」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 雑則</u> (電磁的記録等)</p> <p><u>第202条</u> 指定地域密着型サービス事業者及びその従業者は、作成、保存<u>その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条(第57条、第57条の19、第57条の19の3、第77条、第105条、第125条、第145条、第174条、第187条及び第201条において準</p>

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>用する場合を含む。)、第112条第1項、第132条第1項、第151条第1項(第187条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)</p> <p>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>    第4節 <u>運営に関する基準(第77条―第92条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>    (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第3条の2～第28条 略</p> <p>    (運営規程)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>    第4節 <u>運営に関する基準(第77条―第92条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第93条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>    (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な</u>体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、<u>研修を実施する</u>等の措置を講じなければ <u>ならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第3条の2～第28条 略</p> <p>    (運営規程)</p>



宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第31条 略 (非常災害対策)</p> <p>第32条 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定介護予防認知症対応型通所介護を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第31条 略 (非常災害対策)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第34条 略 (掲示)</p> <p>第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、</p>	<p>応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>第34条 略 (掲示)</p> <p>第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようにすることをもつて当該掲示に代えることができる。</u></p> <p>第36条～第39条 略 (地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、本市の職員又は当該介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営規程等を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項に規定する掲示に代えることができる。</u></p> <p>第36条～第39条 略 (地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、本市の職員又は当該介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この条において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議の開催に</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第41条 略</p> <p>第42条～第49条 略 (心身の状況等の把握)</p>	<p><u>ついてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が当該運営推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第41条 略 (虐待の防止)</p> <p><u>第41条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第42条～第49条 略 (心身の状況等の把握)</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第46条第2項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条、第56条及び第59条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を<u>召集して</u>行う会議をいう。)を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第51条～第62条 略 (運営規程)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第46条第2項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条、第56条及び第59条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を<u>招集して</u>行う会議をいう。)を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第51条～第62条 略 (運営規程)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略 (定員の遵守)</p> <p>第64条 略</p> <p>第65条～第70条 略 (準用)</p> <p>第71条 第10条から第14条まで、第20条から第22条まで、第26条、第2</p>	<p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) 略 (定員の遵守)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要があると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から宇治市介護保険事業計画の終期まで(次期の宇治市介護保険事業計画を作成するに当たって、新たに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の代わりとなる事業所を整備することよりも、既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することがより効率的であると市長が認める場合にあつては、次期の宇治市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することができる。</u></p> <p>第65条～第70条 略 (準用)</p> <p>第71条 第10条から第14条まで、第20条から第22条まで、第26条、第2</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>8条、第30条、第33条、第35条から第39条まで、第41条(第4項を除く。) 及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業 について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条に規定 する運営規程」とあるのは「第63条に規定する重要事項に関する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項第2号から第4 号までに掲げる従業者又は第8条第1項第2号から第4号までに掲げる従 業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護職員」と、第28条第2項 中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防 認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予 防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サ ービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第72条 略 (従業者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下 「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)は、当該 事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所」という。)の共同生活住居ごとに次の各号に掲げる従業者を置かな なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>8条、第30条、第30条の2、第33条及び第35条から第42条まで(第41条 第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業 について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条に規定 する運営規程」とあるのは「第63条に規定する重要事項に関する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項第2号から第4 号までに掲げる従業者又は第8条第1項第2号から第4号までに掲げる従 業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護職員」と、第28条第2項 中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防 認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予 防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サ ービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第72条 略 (従業者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下 「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)は、当該 事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所」という。)_____ごとに次の各号に掲げる従業者を置かな なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>



宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第74条 略 (入居定員等)</p> <p>第75条 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要があると認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>第76条～第78条 略 (基本取扱方針)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による _____ 評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第74条 略 (入居定員等)</p> <p>第75条 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第76条～第78条 略 (基本取扱方針)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次の各号のいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) 外部の者による評価</p> <p>(2) <u>第92条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>3～5 略</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第80条 略 (身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第82条～第84条 略 (管理者による管理)</p> <p>第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第80条 略 (身体的拘束等の禁止等)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。<u>この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第82条～第84条 略 (管理者による管理)</p> <p>第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、<u>本体事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される指定介護予防認知症対応型共同生活介護事</u></p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(10) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第87条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>業所であつて他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものをいう。)</u>が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第87条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除</u></p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第88条～第91条 略 (準用)</p> <p>第92条 第10条、第11条、第13条、第14条、第21条、第22条、第26条、<u>第28条、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第41条(第4項を除く。)</u>、第42条、第62条、第65条、第67条及び第68条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第86条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者又は第8条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護職員」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>く。)に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第88条～第91条 略 (準用)</p> <p>第92条 第10条、第11条、第13条、第14条、第21条、第22条、第26条、<u>第28条、第30条の2、第33条、第35条から第42条まで(第41条第4項を除く。)</u>、第62条、第65条、第67条及び第68条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第86条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者又は第8条第1項第2号から第4号までに掲げる従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護職員」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>	<p>について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 雑則</b></p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録等)</p> <p><u>第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条(第71条及び第92条において準用する場合を含む。)、第78条第1項及び次項に規定するものを除く。)</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合</u>に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をい</p>

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	う。)によることができる。

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第6条 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第34条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な</u>体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を<u>実施する</u>等の措置を講じなければ<u>ならない。</u></p> <p>6 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第6条 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第8条～第20条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によつて提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第8条～第20条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>



宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(6)・(7) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(7)・(8) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第23条・第24条 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条</p>	<p>第23条・第24条 略</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p>第24条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条</p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。ただし、<u>やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようにすることをもって当該掲示に代えることができる。</u></p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第27条～第30条 略</p>	<p>において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、運営規程等を指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第27条～第30条 略</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第30条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討</u></p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第31条～第33条 略</p>	<p> <u>する委員会を定期的に開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u>            (2) <u>指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u>            (3) <u>指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u>            (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> </p> <p>第31条～第33条 略</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 <u>指定居宅介護支援事業者並びに介護支援専門員及び第6条第1項の管理者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))により行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電</u></p>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者並びに介護支援専門員及び第6条第1項の管理者は、<u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)</u>のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、<u>当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。</p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第19条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第36条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な</u>体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する<u>等</u>の措置を講じなければ<u>ならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第19条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、</p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)・(7) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7)・(8) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第22条・第23条 略</p>	<p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、担当職員その他職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第22条・第23条 略</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p>第23条の2 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について担当職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定介護予防支援事業所において、担当職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>



宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(掲示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。<u>ただし、やむを得ない事情がある場合においては、運営規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようにすることをもつて当該掲示に代えることができる。</u></p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第25条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第26条～第29条 略</p>	<p>(掲示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「運営規程等」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、運営規程等を指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第25条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>第26条～第29条 略</p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第30条～第35条 略</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p><u>第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第30条～第35条 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第36条 指定介護予防支援事業者並びに担当職員及び第6条第1項の管理者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の</u></p>

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者並びに担当職員及び第6条第1項の管理者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合</u>に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。))によることができる。</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項)又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第14条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項)又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に、第16条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.56</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>25,400円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,500円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>8,750円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>13,125円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.29</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>25,500円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,100円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>8,550円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>12,825円</u></p> <p>2 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第16条の2～第16条の5の4 略            (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.75</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>9,100円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,300円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,725円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の5の6～第16条の8 略            (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.67</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>10,900円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>5,500円</u></p>	<p>第16条の2～第16条の5の4 略            (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.89</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>9,700円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,250円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,875円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の5の6～第16条の8 略            (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.87</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>11,800円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>5,900円</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>第16条の10～第22条 略</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の</p>	<p>2 略</p> <p>第16条の10～第22条 略</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の</p>



宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を超えない当該世帯に係る</p> <p>保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>17,780円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>12,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,125円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,187円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u></p> <p>_____</p> <p>_____に当該世帯に属</p>	<p>所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が<u>600,000円</u>を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が<u>1,100,000円</u>を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額</u>を超えない当該世帯に係る</p> <p>保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>17,850円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>11,970円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,985円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,977円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)</u>に当該世帯に属</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>12,700円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>8,750円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,375円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,562円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u></p> <hr/> <p>に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,080円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p>	<p>する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>12,750円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>8,550円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,275円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,412円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)</u>に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,100円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,625円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「<u>17,780円</u>」とあるのは「<u>6,370円</u>」と、「<u>12,250円</u>」とあるのは「<u>4,410円</u>」と、「<u>6,125円</u>」とあるのは「<u>2,205円</u>」と、「<u>9,187円</u>」とあるのは「<u>3,307円</u>」と、「<u>12,700円</u>」とあるのは「<u>4,550円</u>」と、「<u>8,750円</u>」とあるのは「<u>3,150円</u>」と、「<u>4,375円</u>」とあるのは「<u>1,575円</u>」と、「<u>6,562円</u>」とあるのは「<u>2,362円</u>」と、「<u>5,080円</u>」とあるのは「<u>1,820円</u>」と、「<u>3,500円</u>」とあるのは「<u>1,260円</u>」と、「<u>1,750円</u>」とあるのは「<u>630円</u>」と、「<u>2,625円</u>」とあるのは「<u>945円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>17,780円</u>」とあるのは「<u>7,630円</u>」と、「<u>12,250円</u>」とあるのは「<u>3,850円</u>」と、「<u>12,700円</u>」とあるのは「<u>5,450円</u>」と、「<u>8,750円</u>」とあるのは「<u>2,750円</u>」と、「<u>5,080円</u>」とあるのは「<u>2,180円</u>」と、「<u>3,500円</u>」とあるのは「<u>1,100円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,420円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,710円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,565円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「<u>17,850円</u>」とあるのは「<u>6,790円</u>」と、「<u>11,970円</u>」とあるのは「<u>4,550円</u>」と、「<u>5,985円</u>」とあるのは「<u>2,275円</u>」と、「<u>8,977円</u>」とあるのは「<u>3,412円</u>」と、「<u>12,750円</u>」とあるのは「<u>4,850円</u>」と、「<u>8,550円</u>」とあるのは「<u>3,250円</u>」と、「<u>4,275円</u>」とあるのは「<u>1,625円</u>」と、「<u>6,412円</u>」とあるのは「<u>2,437円</u>」と、「<u>5,100円</u>」とあるのは「<u>1,940円</u>」と、「<u>3,420円</u>」とあるのは「<u>1,300円</u>」と、「<u>1,710円</u>」とあるのは「<u>650円</u>」と、「<u>2,565円</u>」とあるのは「<u>975円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>17,850円</u>」とあるのは「<u>8,260円</u>」と、「<u>11,970円</u>」とあるのは「<u>4,130円</u>」と、「<u>12,750円</u>」とあるのは「<u>5,900円</u>」と、「<u>8,550円</u>」とあるのは「<u>2,950円</u>」と、「<u>5,100円</u>」とあるのは「<u>2,360円</u>」と、「<u>3,420円</u>」とあるのは「<u>1,180円</u>」と読み替えるものとする。</p>



宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「、地方税法第313条第3項」とする_____。</p> <p>3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という_____。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた</p>	<p>が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「、地方税法第313条第3項」と、「<u>1,100,000円</u>」とあるのは「<u>1,250,000円</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5～9 略</p>	<p>日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5～9 略</p>